

各種申請に必要な提出一覧

1. 指定工事店関係

(1) 指定の申請および指定の更新をするとき

書類	摘要
下水道排水設備指定工事店指定申請書 [添付書類]	局指定様式第1号
1 欠格要件に該当しないことを誓約する書類	局指定様式第12号 申請者(法人の場合は代表者)
2 住民票記載事項証明書 (住民票の写しでも可(コピー不可))	申請者(法人の場合は代表者)
3 登記事項証明書	法人の場合
4 定款の写し	法人の場合
5 営業所の平面図および付近見取り図	局指定様式第2号
6 営業所の写真	
7 専属責任技術者名簿	局指定様式第3号
8 専属責任技術者と雇用関係を証する書類	雇用関係を証する書類とは、下記のア～ウまでのいずれか一つ ア、組合保険、政府管掌健保被保険者証(国民健康保険証は除く)の写し イ、雇用保険被保険者資格取得確認通知書および保険料領収書の写し ウ、従業員全員の賃金台帳または源泉徴収簿および所得税納税納付額領収書の写し
9 責任技術者証の写し	更新の場合
10 排水設備工事の施行に必要な設備および器材を有していることを証する書類	局指定様式第14号
11 条例、規程等を遵守することを誓約する書類	局指定様式第15号
12 指定工事店証	更新の場合
13 県内に営業所が存在することを証する書類	固定資産評価証明書(建物登記簿謄本でも可) または賃貸借契約書の原本の写し等 (登記事項証明書で確認できる場合は不要)

住民票記載事項証明書、住民票の写しおよび登記事項証明書等の公的証明書は申請日以前3ヶ月以内に交付されたものに限り、ます。

各種申請に必要な提出一覧

(2) 指定工事店証を損傷または紛失したとき

書類		摘要
指定工事店証再交付申請書 [添付書類]		局指定様式第5号
1	指定工事店証	損傷した場合

(3) 指定基準を欠くに至ったとき、または指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするとき

書類		摘要
指定工事店指定辞退届 [添付書類]		局指定様式第6号
1	指定工事店証	
2	責任技術者証の写し	
3	専属責任技術者名簿(解除)	局指定様式第3号

(4) 指定工事店に異動があったとき

書類		摘要
指定工事店異動届 [添付書類]		局指定様式第7号
1	組織を変更したとき	
1	登記事項証明書	法人の場合
2	定款の写し	法人の場合
3	欠格要件に該当しないことを誓約する書類	局指定様式第12号 申請者(法人の場合は代表者)
4	住民票記載事項証明書 (住民票の写しでも可(コピー不可))	申請者(法人の場合は代表者)
5	指定工事店証	
6	条例、規程等を遵守することを誓約する書類	局指定様式第15号 申請者(法人の場合は代表者)

各種申請に必要な提出一覧

2	代表者に異動があったとき		
	1	登記事項証明書	法人の場合
	2	定款の写し	法人の場合
	3	欠格要件に該当しないことを誓約する書類	局指定様式第12号 申請者(法人の場合は代表者)
	4	住民票記載事項証明書 (住民票の写しでも可(コピー不可))	
	5	指定工事店証	
3	6	条例、規程等を遵守することを誓約する書類	局指定様式第15号 申請者(法人の場合は代表者)
	3 商号を変更したとき		
	1	登記事項証明書	法人の場合
	2	定款の写し	法人の場合
	3	指定工事店証	
4	4	条例、規程等を遵守することを誓約する書類	局指定様式第15号 申請者(法人の場合は代表者)
	4 営業所を移転(仮移転を含む)したとき		
	1	営業所の平面図および付近見取り図	局指定様式第2号
	2	営業所の写真	
	3	登記事項証明書	法人の場合
	4	指定工事店証	
5	県内に営業所が存在することを証する書類	固定資産評価証明書(建物登記簿謄本でも可) または賃貸借契約書の原本の写し等 (登記事項証明書で確認できる場合は不要)	
5	5 専属する責任技術者に異動があったとき		新規登録者、或いは退職等による登録解除も含む
	1	専属責任技術者名簿	局指定様式第3号
	2	専属責任技術者と雇用関係を証する書類	1-(1)-8参照 (登録解除の際は様式第3号のみ)

各種申請に必要な提出一覧

6	住居表示に変更があったとき	
1	変更後の住居表示を確認できる書類	
1	住民票記載事項証明書等 (住民票の写しでも可(コピー不可))	個人で営業所と住居を兼用している場合
2	住居表示変更通知書等	個人で営業所と住居を兼用していない場合
3	登記事項証明書または住居表示 変更通知書等	法人の場合
2	指定工事店証	
7	電話番号に変更があったとき	
1	添付書類なし	

住民票記載事項証明書、住民票の写しおよび登記事項証明書等の公的証明書は申請日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りま。

2. 責任技術者関係

(1) 登録の申請および登録の更新をするとき。

	書類	摘要
	下水道排水設備工事責任技術者登録申請書 [添付書類]	局指定様式第8号
1	欠格要件に該当しないことを誓約する書類	局指定様式第13号
2	住民票記載事項証明書 (住民票の写しでも可(コピー不可))	
3	写真2枚(写真の裏に名前を記入のこと)	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの (縦3cm×横2.5cm)
4	責任技術者試験合格証の写しまたは 更新講習受講修了証の写し	新規の場合
	更新講習受講修了証の写しおよび 責任技術者証	更新の場合

- 1 住民票記載事項証明書および住民票の写しは申請日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りま。
- 2 新規登録者の場合は指定工事店異動届も併せて提出してください。
手続きに必要な書類は1-(4)-5を参照してください。

各種申請に必要な提出一覧

(2) 責任技術者に異動があったとき

書類		摘要
責任技術者(住所、氏名、専属工事店)異動届 [添付書類]		局指定様式第10号
1	氏名、住所または住居表示変更の場合	
1	住民票記載事項証明書 (住民票の写しでも可(コピー不可))	
2	責任技術者証	
3	写真1枚(写真の裏に名前を記入のこと)	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの (縦3cm×横2.5cm)
2	専属工事店の変更の場合	
1	責任技術者証	
2	写真1枚(写真の裏に名前を記入のこと)	最近3ヶ月以内に撮影した上半身のもの (縦3cm×横2.5cm) 登録解除の場合は不要

- 1 住民票記載事項証明書および住民票の写しは申請日以前3ヶ月以内に交付されたものに限ります。
- 2 転職等により専属工事店を変更する場合は新旧両方の専属工事店から指定工事店異動届を併せて提出してください。手続きに必要な書類は1-(4)-5を参照してください。
- 3 退職等による登録解除の場合は指定工事店異動届も併せて提出してください。手続きに必要な書類は1-(4)-5を参照してください。

3. その他

法人化の手続きについて

個人として指定を受けていた方が、新たに法人を設立し指定を受ける場合、下記の申請を行う必要があります。

1. 指定工事店辞退届(個人)
2. 下水道排水設備指定工事店指定申請書(法人)
3. 責任技術者異動届(個人から法人へ責任技術者の異動)